



令和8年2月4日
教育庁教育振興部文化財課

千葉県指定有形民俗文化財の指定及び
千葉県指定無形文化財の保持者の追加認定について

令和8年1月16日（金）に開催された千葉県文化財保護審議会において答申があった下記の文化財2件について、千葉県教育委員会は、千葉県指定有形民俗文化財に指定するとともに千葉県指定無形文化財の保持者に追加認定することを決定しました。

この結果、県報告示により、県指定文化財は有形文化財350件、無形文化財7件、有形民俗文化財23件、無形民俗文化財56件、記念物134件の合計570件となります。

1 新たに指定する民俗文化財（有形民俗文化財）

名 称：四季耕作図

員 数：12面（元六曲一双）

所有者：地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

所在地：旭市イの1326番地（地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院医学資料館）

概 要：四季耕作図は一年間の農作業の様子を季節に沿って描いた絵画である。本資料は明治20年（1887）に旧匝瑳郡南条村大字母子（ははこ）地区（現横芝光町母子）の地主であった齋藤清兵衛（屋号）氏方の依頼により、東京の狩野派絵師・岡勝谷が制作したものである。経緯は不明だがその後に諸橋芳夫氏へ渡り、平成16年（2004）に地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院医学資料館へ寄贈された。もとは六曲一双屏風だが、現在は屏風を解体し、1扇ずつ額装し同館に展示されている。

四季の流れの中で、稻作、麦作、茶の栽培と製茶、綿の栽培と綿くり、各種野菜作り、山仕事、年中行事など農村における多様な生業を表わしており、四季耕作図の定型を超えた描写が特徴的である。特に、田植え前の田に肥料として干鰯を刺す「一尾ざし」や落花生の収穫場面は、依頼者の意を汲んで地域性に配慮する姿勢と捉えることができる。一方、当地域には存在しない大きな池や川、当地域では飛来が確認されない鶴が描かれるなど、定型や伝統的な図様を参照したとみられる表現もある。画面上から下にかけての急な斜面に田畠を描くところは、なだらかな地形が広がる房総地域の風景とは異なる。

明治期の農村の生業と暮らしを描いた民俗資料として、重要である。



（左隻）

四季耕作図

（右隻）

2 追加して認定する無形文化財「武術 立身流」(昭和53年2月28日指定)の保持者

氏名: 加藤 敦

住所: 千葉市稲毛区

概要: 立身流は刀術(剣術と居合)を主体とし、佩(やわら)・鎗術(そうじゅつ)・棒術・長刀術・四寸鉄刀・捕術などの総合武術である。戦国時代に伊予国で生まれた立身三京によって創始され、江戸時代には佐倉藩と九州の中津藩で伝承された。立身流の各種の形は無駄な虚飾はなく、極めて実際的であり、洗練されたものである。

昭和53年(1978)に千葉県指定無形文化財に指定され、現在は保持者の加藤紘(第22代宗家)の下、伝書全15巻と関連古文書が完全に伝来され、門下生がその体得と次代への伝承に努めている。

加藤敦は、昭和62年(1987)に「武術 立身流」の保持者 加藤紘の長男として佐倉市に生まれ、平成5年(1993)、6歳から立身流及び剣道の修業を始めた。立身流の優れた継承者である祖父 加藤高、父 紘の元で立身流全般について薰陶を受け、中学生で剣道2段を取得、高校生で立身流の目録の4巻と上伝の直之巻1巻を允許された。大学卒業後の平成23年(2011)には宗家補佐として流派の諸行事に参加した。平成27年(2015)に免許(免之巻)を取得、令和2年(2020)に立身流総本部審査委員長となり、令和4年(2022)には立身流極意之巻までの伝書全15巻を允許、併せて第23代宗家に指名された。

千葉県指定無形文化財「武術 立身流」の保持者として立身流の形の技法を正しく体得し、これに精通して高度に体現できると認められる。



加藤 紘・敦(写真奥)による宗家演武